

福知山市地域住民センター使用料

1 基本使用料

川口・日新・北陵・六人部・成和地域住民センター	時間		午前8時30分から午後5時まで 1時間当たり	午後5時から午後9時まで 1時間当たり	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	
	料理教室		250円	330円	1,800円	2,200円	2,900円	
	会議室		250円	330円	1,800円	2,200円	2,900円	
	研修室		500円	650円	3,600円	4,300円	5,800円	
	和室		250円	330円	1,800円	2,200円	2,900円	
	実習室		250円	330円	1,800円	2,200円	2,900円	
夜久野地域住民センター	時間		午前8時30分から正午まで		正午から午後5時まで		午後5時から午後10時まで	
	文化ホール		3,500円		5,000円		5,000円	
	研修室1		700円		1,000円		1,000円	
	研修室2		700円		1,000円		1,000円	
	和室		700円		1,000円		1,000円	
	控室兼会議室		600円		800円		800円	
	控室兼相談室		350円		500円		500円	
	控室		350円		500円		500円	
	調理実習室		700円		1,000円		1,000円	
	体育施設	時間	午前8時30分から午後1時まで 1時間当たり		午後1時から午後6時まで 1時間当たり		午後6時から午後10時まで 1時間当たり	
		施設	100円		100円		130円	
		旧精華小学校体育館	100円		100円		130円	
		旧明正小学校運動場	100円		100円		130円	
大江地域住民センター	時間		午前8時30分から午後5時まで 1時間当たり	午後5時から午後10時まで 1時間当たり	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	
	和室1		50円	80円	300円	500円	600円	
	和室2		50円	80円	300円	500円	600円	
	和室2間		80円	110円	500円	800円	1,000円	
	大広間		180円	250円	1,100円	1,500円	1,900円	
	調理室		130円	150円	800円	1,000円	1,300円	
	体育館		1時間当たり 50円					

備考

- 1 使用時間を変更したときは、この表に準じ徴収する。
 - 2 1時間未満の使用については、1時間とみなす。
 - 3 本市の住民以外の者が夜久野地域住民センターを使用する場合の基本使用料は、この表に規定する基本使用料の2倍の額とする。
- 2 特別使用料
- (1) 営利を目的として使用する場合
基本使用料の2倍の額。ただし、夜久野地域住民センターを使用する場合は、基本使用料の4倍の額とする。
 - (2) 冷暖房使用料
基本使用料の5割に相当する額。ただし、本市の住民以外の者が夜久野地域住民センターを使用する場合の冷暖房使用料は、規定の冷暖房使用料の2倍の額とする。
- 3 備品等使用料
- 市長の指定する備品等使用料 市長が別に定める額
- 4 この表の各項の規定による額の合算額に、当該合算額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数の額を切り捨てる。）を加算した額を使用料とする。